



一般財団法人 千葉県社会保険協会



月刊 社保ちば

目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 賞与支払届の提出について 2
- 「年金委員」ってなんですか? 2
- 電話での年金相談窓口について 3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 新様式の申請書(届出書)のご使用をお願いします(令和5年1月以降) ... 4
- かかりつけ医はお持ちですか? 4
- 生活習慣病の重症化予防のため、医療機関への受診勧奨を行っています ... 5

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 「施設利用会員証」のご紹介 6
- 冬山の家「ホワイトハウス マスエン」のご案内 7
- 大好評! 「いちご狩り」補助券を配付しています 8
- 令和4年度「写真コンテスト」の作品募集中! 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設で様々な対策がとられています。感染状況により、対策が変更されることなどがありますので、ご予約やお出かけの前に、必ずご利用される施設のホームページ等にて最新情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

賞与支払届の提出について

事業主は、被用者である従業員及び70歳以上被用者に賞与を支給したとき、支給日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」を提出してください。この届書内容により保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額が決定されます。そのため、提出漏れや提出誤りがあると、年金記録に誤りが生じることになりますので、十分ご注意ください。

賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

※令和3年4月から「被保険者賞与支払届総括表」は廃止されました。

賞与の対象となるもの

被保険者に、賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず、労働の対償として、年間を通じて3回以下支給されるものが、届出の対象です。なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となります。

賞与の対象となるもの		賞与の対象とならないもの
金銭によるもの	現物によるもの	
<ul style="list-style-type: none"> 賞与、ボーナス、期末手当、決算手当、夏期手当、冬期手当、繁忙手当、年末一時金、期末一時金など、賞与性のもので、年に3回以下支給されるもの その他、定期的でなくても、一時的に支給されるもの 	賞与等として、自社製品等の金銭以外で支給されるもの（金銭に換算）	<ul style="list-style-type: none"> 年4回以上支給されるもの（この場合は、標準報酬月額の対象） 結婚祝金や大入袋等、労働の対償とならないもの

※ 給与規程により、ボーナスを分割して毎月支給する場合は、通常の報酬には含めず「賞与にかかる報酬」（年4回以上支給されるもの）として取り扱います。この場合、保険料の算定にかかる報酬額は、1年間の賞与の支給総額を12で除した額となります。

賞与にかかわる保険料

年3回以下支払われる賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額といい、毎月の給与と同率の保険料を納めます。この標準賞与額には、健康保険・厚生年金保険で、それぞれ上限額が次のように設定されています。（健康保険法第45条、厚生年金保険法第24条の4）

健康保険	年度（保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで）の累計額で573万円
厚生年金保険	支給1ヶ月（同一月内につき2回以上支給されたときは合算）150万円

「年金委員」ってなんですか？

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

公的年金制度について広く国民の皆さま方に周知するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

令和3年3月末時点で、全国で117,460名の年金委員が委嘱されています。

現在、年金委員を未設置の事業主様は、ぜひ設置をご検討ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ

日本年金機構では、電話での各種ご相談も承っております。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせは
「ねんきん加入者ダイヤル」へ

事業所・厚生年金年金加入者向け

0570-007-123

(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京)03-6837-2913 (一般電話)

国民年金加入者向け

0570-003-004

(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京)03-6630-2525 (一般電話)

受付時間 月曜日から金曜日
第2土曜日

午前8時30分から午後7時
午前9時30分から午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6631-7521 (一般電話)

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

年金相談に関する一般的なお問い合わせは
「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1165 (一般電話)

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1144 (一般電話)

受付時間 月曜日
火曜日から金曜日
第2土曜日

午前8時30分から午後7時
午前8時30分から午後5時15分
午前9時30分から午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

新様式の申請書(届出書)のご使用をお願いします。 (令和5年1月以降)

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更します。

様式を変更する主な申請書(届出書)

健康保険給付関係
傷病手当金支給申請書
療養費支給申請書(立替払等)
療養費支給申請書(治療用装具)
限度額適用認定申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書
出産育児一時金支給申請書
出産育児一時金内払金支払依頼書
埋葬料(費)支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係
任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続被保険者被扶養者(異動)届
任意継続被保険者資格喪失申出書
任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更(訂正)届

被保険者証等再交付関係
被保険者証再交付申請書
高齢受給者証再交付申請書

新様式の申請書(届出書)は、協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。

申請書ダウンロードは
こちら▶



お問い合わせ先 業務グループ TEL 043-382-8311(代表)

かかりつけ医はお持ちですか？

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

「かかりつけ医」を持つメリットとは？

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴・体質・生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイスが受けられます！
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介していただくことができるので安心です！

どうやってかかりつけ医を見つけたら良いかわからない方は
このページをチェック！



出典：厚生労働省ホームページ「上手な医療のかかり方.jp」

お問い合わせ先 企画総務グループ TEL 043-382-8315

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

\事業主の皆様へ/

生活習慣病の重症化予防のため
医療機関への受診勧奨を行っています

重症化予防のために ～協会けんぽ千葉支部の取り組み～

以下の3つの条件を全て満たす従業員の方がいる事業所様に対し、お電話にて健康相談と医療機関への受診を勧めております(※)。

- ① 生活習慣病予防健診を受診された方
- ② 健診で、血圧・血糖・LDLコレステロール値の検査結果により「要治療」・「要精密検査」と判定された方
- ③ その後、医療機関への受診が確認できない方

※協会けんぽ千葉支部の業務委託事業者(株式会社EPファーマライン)の看護師等よりお電話させていただきます。

未治療のまま放置すると・・・?

血圧・血糖・LDLコレステロール値において「要治療」・「要精密検査」と判定されたにもかかわらず未治療のまま放置すると、重大な疾病を引き起こす可能性があります。

脳卒中



心筋梗塞



足の壊疽



事業主様・健診ご担当者様へのごお願い

「要治療」・「要精密検査」は放置せず、**医療機関への受診を促すお声がけと、受診のための勤務時間等のご配慮**をお願いいたします。

また、協会けんぽの委託事業者よりお電話がありましたら、**対象者の方へのお取次ぎ**をお願いいたします。

従業員の皆様の健康増進のため、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

お問い合わせ先 保健グループ TEL 043-382-8313



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645

千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階



043-382-8311 (代表)

千葉県社会保険協会からのお知らせ

「施設利用会員証」のご紹介

全国社会保険協会連合会（当協会の関係機関）が契約している施設の優待利用が受けられます。出張・旅行等にご利用いただけます。



有効期限は2026年3月31日です。既にピンク色の会員証をお持ちの会員事業所様で更新をご希望の場合も、下記申込書にてお申込みください。



【利用対象者】 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

【契約施設】

- 📍 船員保険会(SEMPOS)
- 📍 ホテル法華クラブグループ
- 📍 高輪・品川プリンスホテルグループ
- 📍 プリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等
- 📍 湯快リゾート
- 📍 ダイワロイヤルホテル
- 📍 かんぽの宿
- 📍 HMI ホテルグループ
- 📍 クア・アンド・ホテルグループ

…その他（宿泊施設・日帰り施設）



【優待利用方法】 対象施設の詳細とご利用方法及び優待内容（優待料金等）については全国社会保険協会連合会 http://www.zensharen.jp/shisetu_yuutai.html のホームページでご確認下さい。

※インターネット使用のない環境の場合は、当協会にご連絡ください。

【発行(更新)申し込み方法】

申込書に返信用封筒（角2サイズ封筒に送付先住所宛先を明記し300円分の切手を貼付）を同封のうえ当協会へご郵送ください。※会員証等は会員事業所限定により確実にお届けするため、特定記録にて送付いたします。

●郵送先●

一般財団法人千葉県社会保険協会 施設利用会員証発行 宛て
〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 問合せ先TEL：043-233-3971

キ リ ト リ

施設利用会員証申込書

		※協会使用欄（ご記入の必要はありません）	
事業所名		担当者名	
所在地	〒		
電話番号		申込枚数	枚

※ご記入いただいた情報は、事業所または担当者様への連絡および会員証送付に関する事務処理にのみ使用し、他用はいたしません。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

冬山の家 ホワイトハウス マスエン



Resort Center や 世界最新鋭ゴンドラ **Sunrise Express** のある充実したスキー場です。

ホワイトハウス マスエンは、石打丸山スキー場の民宿街の中心にあり、リフトまで徒歩 1 分という絶好のロケーションです。山の幸、海の幸、米どころならではの良質米を加えた **スタミナ料理** と 4 階には **大展望風呂** も！スキー用具やウェアのレンタルもできます。

- 開設期間 **令和 4 年 12 月 17 日(土) ~ 令和 5 年 3 月 31 日(金)**
※初日については変更の場合があります。詳細は施設にお問い合わせください。

- ところ 新潟県石打丸山スキー場「ホワイトハウス マスエン」
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打 1626-1
☎ 025-783-2440(FAX も同番号)



- 利用申込 直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約ください。予約完了後に当協会へご連絡ください。「契約保養所利用申込書」を送付いたしますので、所要事項にご記入のうえ、下記宛先にご返送ください。受付後、当協会から「宿泊補助券」を送付いたしますので、ご利用当日のチェックイン時にマスエンにお渡しください。

●「保養所利用申込書」の用紙請求先および送付先●

千葉県社会保険協会 冬山の家 係 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
問合せ先 Tel. 043-233-3971

- 契約利用料金 1泊2日2食付(サービス料金・税込)

宿泊日	1室の宿泊人数	宿泊料金
平日	1名様	¥ 9,000
	2名様	¥ 8,500
	3名様以上	¥ 7,500
休前日及び 12/29~1/3	1名様	¥ 10,000
	2名様	¥ 9,500
	3名様以上	¥ 8,500
シニア(60歳以上)	上記料金より ¥ 1,000 引き	
小学生	上記料金より ¥ 2,000 引き	

※被保険者および被扶養者(小学生以上)は、**上記料金より1人1泊につき 1,000 円を補助**いたします。
※料金は、ご利用の際、直接お支払ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による施設の営業日等、またご利用の際のお願い事項(検温・マスク着用等)について、必ず施設にご確認したうえ、ご予約、ご利用にご協力くださいますようお願いいたします。

不明な点等ございましたら、当協会までお問い合わせください。Tel.043-233-3971



千葉県社会保険協会からのお知らせ



大好評!

山武市成東「いちご狩り」

補助券を配付しています

ところ 山武市成東観光苺組合加入苺園
TEL 0475-82-2071(観光案内所)
HP <https://sanmu15.com/>

利用期間 令和5年5月5日(祝・金)まで

補助券をご希望の方は、当協会までお申込みください!

※補助券がなくなり次第、配付終了となります。

●申込方法等、詳しくは「社会保険ちば 2022 秋号」または当協会ホームページをご覧ください。●

令和4年度「写真コンテスト」

作品募集中!

自慢のワンショットをお持ちではないですか?ぜひ当協会のコンテストにお寄せください。

応募期間 令和5年1月13日(金)まで

題材 自由。「四季の風景」「心に残るスナップ」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。

写真サイズ 六ツ切~四ツ切版または A4 サイズ(カラー)

応募資格 当協会会員事業所の健康保険被保険者様と被扶養者様

作品送付先 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 TEL043-233-3971

審査員 丹羽 敏憲 氏(全日本写真連盟関東本部委員)

発表 ホームページ(令和5年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば 2023(令和5)年3月号」に掲載し、作品応募者へ通知します。

賞 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。

応募上の注意

- ① 作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募点数は1人7点以内とさせていただきます。
- ③ 下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
- ④ 入賞の応募作品は返却いたしません、選外作品につきましては返却いたします。
- ⑤ 応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
- ⑥ 入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。



写真コンテスト応募票

氏名		男・女
事業所名	〒	
所在地		
電話番号		
画題		
撮影場所	(市)	
カメラ		撮影月 月
フィルム・デジタル	フィルム ・ デジタル	

※ご記入いただいた個人情報、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。

記事提供/日本年金機構・全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部